

# 情報公開規程

## （目的）

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift（以下「当法人」という。）において、公正で開かれた事業活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務状況に関する書類等の公開に必要な事項を定めることを目的とする。

## （法人の責務）

第2条 本規程の解釈及び運用に当たっては、適正な情報公開により、当法人の活動に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた事業運営を推進するという情報公開制度の趣旨を尊重するとともに、個人情報のみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## （利用者の責務）

第3条 情報公開の対象書類の閲覧を申し出ようとする者は、本規程の定める手続に基づいて申出を行うとともに、閲覧によって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用し、個人又は団体の有する権利及び利益を不当に侵害することのないよう努めなければならない。

## （対象書類及び対象期間）

第4条 本規程による情報公開の対象となる書類及び期間は、法令の規定に基づき、別表のとおりとする。ただし、法令の改正があった場合は、その改正後の規定に従う。

## （書類の備置及び閲覧）

第5条 当法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置き、閲覧に供するものとする。

2. 当法人は、前項の規定により備え置いた書類（以下「備置書類」という。）について、会員その他の当法人の利害関係人から閲覧の請求がある場合は、正当な理由がある場合を除き、その閲覧を認めるものとする。
3. 前項の閲覧の請求は、閲覧受付簿に必要事項を記入し、提出することにより行う。
4. 備置書類の閲覧が可能な日及び時間帯は、当法人の休日以外の日の午後2時から午後4時までとする。ただし、業務に支障が生じないようにするため必要がある場合は、当法人は、閲覧を希望する者に対し、閲覧の日時を別途指定することができる。

## （インターネットによる情報公開）

第6条 当法人は、定款に定める方法による公告及び前条の規定による閲覧のほか、当法人の諸活動に対する理解と信頼を得るため、広く市民に対してインターネットによる情報公開を行うものとする。

2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は事務局長が定める。

(所管)

第7条 本規程に定める情報公開に関する事務は、事務局がこれを所管する。

(細則)

第8条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 本規程は、令和6年11月25日から施行する（令和6年11月25日理事会決議）。

別表 対象書類及び対象期間

対象書類	対象期間
○事業報告書等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。） ・事業報告書 ・計算書類（活動計算書、貸借対照表、損益計算書） ・財産目録 ・年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び報酬の有無を記載した名簿） ・会員のうち 10 人以上の者の氏名を記載した書面	作成日から 5 年間を経過した日を含む事業年度の末日まで
○役員名簿（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）（最新のものに限る。）	永久
○定款等（定款、認証書及び登記事項証明書の写し）（最新のものに限る。）	
○事業計画書、収支予算表	当該事業年度の末日まで
○総会及び理事会議事録	作成日から 10 年間
○認定の申請書に添付した認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しないことを説明する書類	認定の有効期間中
○認定の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
○前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	作成日から 5 年間を経過した日を含む事業年度の末日まで
○前事業年度の収益の明細等 ・収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 ・資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類 ・次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引 ・寄附者（当法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 ・役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した以下の書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ・支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類 ・海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
○特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（ロを除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号、第 7 号に定める基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	
○「助成金の支給の実績」を記載した書類	